

2016.10.3

PL レポート <2016 No.7>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介し、「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○国民生活センターが自転車に乗せた子どもの足の車輪巻き込みに注意喚起

（2016 年 8 月 18 日 国民生活センター）

国民生活センターは 8 月 18 日、自転車の後ろの幼児座席あるいは直接荷台に座っていた同乗者の足が後車輪に巻き込まれて受傷する、いわゆる「スポーク外傷」が発生していることから、消費者へ注意喚起及び情報提供を行った。

消費者庁と国民生活センターとの共同事業である医療機関ネットワーク（消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集）では、スポーク外傷の事例が過去 5 年間で 172 件見られ、その受傷の半数以上の 91 件は、通院が必要であった。また、受傷内容は、足首から先の危害が多く、6 歳未満が過半数を閉めている。

さらに国民生活センターは、子どもや知人を自転車に同乗させたことがある 20 歳以上 70 歳未満の一般消費者 2,000 人へのアンケート調査を行った結果、以下のことが分かった。

- 同乗者が巻き込まれたことがある人は 252 人で、半数以上が 6 歳以上。
- 巻き込まれた部位は、足首から先、特に左側が多い傾向が見られた。
- 巻き込まれた部位が完治するまでの期間は、6 割近くが 1 週間以上を要し、1 年以上も 13 件あった。
- 巻き込まれたことがある人では、後側の幼児座席を使っている割合が少ない。
- 巻き込まれたことがある人では、ドレスガードが付いていない割合が多い。

国民生活センターでは、これらの結果を基に再現実験を行ったところ、6 歳未満では幼児座席やドレスガードを装着することにより一定の事故防止効果があることが分かったが、6 歳以上の体格の子どもは幼児座席ドレスガードを装着しても、車輪に巻き込まれる危険性が高いことがわかった。

この結果から国民生活センターでは消費者に対し以下のアドバイスを行った。

- 6 歳未満の子どもを自転車に同乗させる場合には、必ず幼児座席を使用する。
- 6 歳以上の子どもは、足を巻き込む危険性が高くなるため、絶対に同乗させない。

加えて、業界団体に対しても、子どもを自転車に同乗させる場合には幼児座席を必ず使用するように、またドレスガードを併用するようさらなる啓発を要望した。

出所：（国民生活センター）自転車に乗せた子どもの足が車輪に巻き込まれる事故に注意

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160818_1.html

○経済産業省が「第 10 回キッズデザイン賞」を発表

（2016 年 9 月 5 日 経済産業省）

経済産業省は、キッズデザイン協議会主催の「第 10 回キッズデザイン賞」が選定されたことを

受け、受賞作品を発表した。

「キッズデザイン賞」は、「子どもが安全に暮らす」「子どもが感性や創造性豊かに育つ」「子どもを産み育てやすい社会をつくる」という理念を実現し普及するため、製品・空間・サービスで優れたものを顕彰する制度（受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められる）で、今回で10回目を迎える。本年度は、過去最高となる503点の応募から297点が受賞作品として選出された。

受賞作品は以下のとおり。なお、本誌の趣旨も踏まえ、製品安全に関連する作品について※印に概要を記載した。

内閣府総理大臣賞（1点）

東京ゆりかご幼稚園＋里山教育

（学校法人東京内野学園 東京ゆりかご幼稚園（八王子市）/渡辺治建築都市設計事務所（川崎市）/リズムデザイン=モヴ/三高設計）

経済産業大臣賞（4点）

- 子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン（子ども部門）

ダイヤ ベビーベッドかや

（株式会社ダイヤコーポレーション（東京都中野区））

※蚊などの虫やエアコンの冷風から赤ちゃんを守るベビーベッド専用のかやで、蛍光染料不使用の赤ちゃんに優しいメッシュ生地を採用した。

- 子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン（一般部門）

防災ファニチャーによる啓発活動への取り組み

（株式会社コトブキ（東京都港区））

※これまでの震災経験から、「コミュニティの力」がいざという時の支えになることが知られていることから、日頃子どもたちが集う学校や公園で防災ファニチャーを通じて、生活の中で防災を意識し、子どもや親たちが地域と共に防災を学び、災害を考える仕掛けづくりを行っている。

- 子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン（クリエイティブ部門）

MaBee(マビー)

（ノバルス株式会社（東京都千代田区））

- 子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン（リテラシー部門）

和食給食応援団

（合同会社五穀豊穰（東京都中央区））

消費者担当大臣賞（1点）

- 子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン（消費者育成部門）

JUNIORSafe(じゅにあ せーふ)

（株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京都千代田区））

少子化対策担当大臣賞（2点）

- 子どもたちを産み育てやすいデザイン（個人・家庭部門）

孫育て専用ほ乳瓶「ほほほほにゅうびん」

（BABA ラボ(シゴトラボ合同会社)（埼玉県さいたま市））

- 子どもたちを産み育てやすいデザイン（地域・社会部門）

TSURUMI こどもホスピス

（一般社団法人こどものホスピスプロジェクト/大成建設株式会社一級建築士事務所（東京都新宿区））

男女共同参画担当大臣賞（1点）

- 子どもたちを産み育てやすいデザイン（男女共同参画部門）
はぐくみプログラム
（凸版印刷株式会社/株式会社芸術造形研究所（東京都千代田区））
東京都知事賞（1点）（今年度新設）
RK-Chair
（株式会社アボード）

出所：（経済産業省）「第10回キッズデザイン賞」が発表されました

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160905001/20160905001.html>

○厚生労働省が第1回「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催

（2016年8月23日 厚生労働省ホームページ）

厚生労働省は、8月23日、第1回「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催した。

食品衛生法に基づく日本の食品用器具及び容器包装の規格基準は、ポジティブリスト制度を採用している欧米の規制とは異なり、国際的な整合性がとれていない。このため、「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を設置し、国内外の知見や技術進歩に関する調査等を行い、昨年6月に中間取りまとめを作成した※。

この度、これを踏まえ、具体的な仕組みを検討することを目的として、本検討会を開催し、2016年度末を目処に取りまとめを目指す。

検討に当たっての主な論点案は以下のとおり。

- I. ポジティブリスト制度の導入を含めた規制のあり方と目指すべき方向性
- II. ポジティブリスト制度を導入する場合の課題と対応
 1. 当該制度が適用される器具・容器包装の材質や、物質の種類、リスク管理の手法等
 2. ポジティブリストに適合した原材料や製品であることを担保するための業者間における情報伝達の仕組み
 3. 原材料の管理や記録の作成保存を含めた、適正な製造管理を担保するための仕組み
 4. 事業者の把握手段を含めた地方自治体の監視指導のあり方

※「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」中間取りまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000134629.pdf>

出所：（厚生労働省）第1回食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000134630.html>

○厚生労働省が「平成27年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」等を公表

（2016年8月31日 厚生労働省ホームページ）

厚生労働省は、8月31日、平成27年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」を公表した。これは食品衛生法に基づき、国が輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的に、毎年行っているもの。

平成27年度の輸入届出件数約226万件のうち、モニタリング検査※¹や検査命令※²等により195,667件について検査した結果、延べ897件を法違反として、積み戻しまたは廃棄等の措置を講じた。違反内容と主な違反事例、件数は以下のとおり。

違反内容	主な違反事例	件数
微生物規格	微生物数の基準値越え等	239
有害・有毒物質及び病原微生物	カビ毒の付着、化学物質の付着等	154
残留農薬	残留農薬の基準値越え等	137
添加物	使用基準超え、指定外添加物の使用等	126
腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等	コーヒー豆、米、小麦等の腐敗等	106
残留動物用医薬品	えび等へ投与した医薬品の検出等	52
器具、容器包装規格	重金属等の溶出等	38
おもちゃ規格	おもちゃの規格違反	1
その他	安全審査未手続の遺伝子組換え食品等	44
計		897

※1：モニタリング検査

食品衛生法違反の可能性が低い食品等について、品目毎の年間輸入量及び過去の違反実績を勘案した年間計画に基づき、厚生労働省検疫所において実施される検査

※2：検査命令

輸出国の事情、食品の特性、同種食品の違反事例から、食品衛生法違反の可能性が高いと判断される食品等について、厚生労働大臣の命により、輸入者自らが費用を負担し検査を実施し、適法と判断されるまで輸入手続きを進めることができない

出所：(厚生労働省) 平成 27 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」の公表

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000135125.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○ACCC がオーストラリアにおけるリコール実施状況の概要を公表

(2016 年 8 月 2 日 ACCC)

8 月 2 日、ACCC (Australian Competition and Consumer Commission：オーストラリア競争・消費者委員会) が発表した「Check your home for recalled products」の中で、2014 年～2016 年におけるリコール実施状況の概要と回収率向上に影響を与える要素について以下のとおり公表した。

1. リコール件数の推移

2015～2016 会計年度では総合計で 670 件のリコールが実施されており、2014～2015 会計年度の総合計 596 件を上回った。リコール件数の上位を占める製品群とそのリコール件数を下表のとおり (各項の合計は年度の総合計にはならない)。

(単位：件)

製品群	2015～2016 会計年度	2014～2015 会計年度
自動車	182	169
食品	123	71
電気・ガス用品	80	104
娯楽・スポーツ用品	79	44
子供用品	75	78
家庭・園芸用品	66	58
IT・電話・情報機器	11	9

2. 回収率の向上に影響を与える要素

ACCC は、製品の価格、製品の販売先リストの有無（リコール実施事業者から対象顧客への連絡が可能か否か）、製品の寿命、製品が持つリスクとハザードに対する消費者の理解の程度等が製品の回収に大きな影響を及ぼす要素であることが明らかになったとしている。このうち製品価格の影響については、アンケートの対象者の 70% が、リコール対象製品の価格が 25 オーストラリアドル以上である場合には積極的に製品を返却する気持ちになる、と回答したという。

また、同調査によればリコール告知後の最初の 8 週間が最も重要な期間であり、リコール告知のちの 6～8 週間に回収される製品の数量は、最終的に回収されると考えられる総数量の 80% 以上を占めると推定されるという。

○（米国）大型商用車に速度抑制装置取付けの義務化を提案

（2016 年 8 月 26 日 NHTSA）

NHTSA（National Highway and Traffic Safety Administration：国家道路安全局）は、FMCSA（Federal Motor Carrier Safety Administration：連邦自動車運送安全局）と共同で大型商業車の安全性向上（衝突事故時の衝撃低減）のために最高速度を制限する速度抑制装置（speed limiter）を取付ける安全基準を提案する（Federal Register：連邦官報に告示する）旨を、8 月 26 日付の同局のホームページで発表した。

なお、最高速度をどの程度にするのかは現時点で未定であるが、同局は速度を 60、65 及び 68 マイル/時（それぞれ約 96、104、109 キロ/時）に抑えた場合に得られる効果を検討すると共に、告示後に実施されるパブリックコメントにおいて市場から寄せられると思われる前述と異なる速度案についても考慮される。

今回、提案される安全基準（FMVSS：Federal Motor-Vehicle Safety Standard 米国連邦自動車安全基準の一部となる）では、米国内で新規に生産される車両総重量が 26,000 ポンド（約 11.7 トン）を超えるトラック、バス、及び多目的乗用車に対して速度抑制装置取付けを要求し、装置が正常に機能するための保守・点検は、該当する車両を運用する事業者の責任により実施されるとしている。当局においては、この最高速度制限により、安全性向上に加えて、年間で約 10 億ドル（約 1,000 億円）の燃料費の削減（省エネ）及び環境への負荷低減も期待しているという。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

食中毒事故の未然防止のため、改めて企業に求められること
～自社／外部委託における衛生管理態勢の見直しのポイント～

厚生労働省は、本年 9 月 16 日付けで地方自治体等宛に「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」^{*1}を発出しました。これは、8 月に複数の老人ホームで発生した腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事案を踏まえ、同省策定の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、集団給食施設等の事業者に対して、地方自治体等が主に以下 2 点の衛生管理の徹底を指導するよう求めたものです。

- ・野菜及び果物を加熱せずに供する場合は、次亜塩素酸ナトリウム等で殺菌する
- ・原材料及び調理済み食品の温度管理を行う

一方、集団給食施設等の事業者に限らず、セントラルキッチンを要する外食チェーンや仕出業、

食品製造業等、食中毒のリスクのある食品関連事業者においては、下記に一例として示した当局等が策定した規範・マニュアルを踏まえ、自社の業態等に応じて、これまでに様々な対策を講じているものと考えられます。

策定元	規範・マニュアル名	主な対象業態
厚生労働省	大量調理衛生管理マニュアル	外食産業
	セントラルキッチン／カミサリー・システムの衛生規範	外食産業 (セントラルキッチン)
	漬物の衛生規範、生めん類の衛生規範、洋菓子の衛生規範、弁当及びそうざいの衛生規範	各専門業種
	食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）	外食産業、食品製造業
文部科学省	学校給食衛生管理基準	学校給食製造業
コーデックス※ ²	食品衛生の一般原則	外食産業、食品製造業
	食品中のウイルスの制御のための食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン CAC/GL79-2012	外食産業、食品製造業

しかしながら、今般の O157 による食中毒事案を見ると、事業者により一定の衛生管理態勢を構築していた場合でも、対策（マニュアル・チェックリスト）の抜け漏れや従業員によるルールの誤認、不徹底等により、食中毒事故は発生しうると考えられます。

ひとたびそのような事故が発生すると、利用者の生命身体に重大な影響が生じるだけでなく、風評被害や売上減少等、事業者の経営にも大きな影響を与えることから、未然防止対策等の強化は喫緊の課題といえます。

そこで、これらの対策強化の取組例を以下に示します。

STEP	取組例	概要
1	対象ルールの選択	自社の業態等に応じた衛生管理等に関する規範・マニュアルを選択する。
2	現状評価	選択した規範等に記載の要求事項（取組むべき事項）と照らし合わせて、自社の取組状況进行评估する。
3	評価の数値化	自社ルールとの齟齬や未取組みに対するリスクの大きさを数値化する。
4	対策の実施	リスクの大きさに応じて優先順位を付け、だれが、いつまでに、どんな対策を実施するかを明確にする。
5	対策の周知	新規／改訂ルール（マニュアルやチェックリスト等）に関して、担当者に周知する。
6	履行状況の確認	ルールの履行状況について、一定の間隔で点検し、担当者に誤認の無いことを確認する。
7	ルールの改善	ルール運営について現場の意見を定期的に吸い上げ、定められたルールの運営が難しい場合には、対象ルールの趣旨を踏まえた上で、実態に即してルールの修正等、改善策を検討する。

上記の取組みを進める際に、自社における実状や過去の経験のみを頼りに現状評価を実施すると、抜け漏れや対策不足が生じる可能性もあります。そのため同業他社の事故事例や再発防止策などを可能な限り情報収集し、検証することで自社の体制評価、見直しに活用したり、第三者の観点で外部のコンサルタント等に評価を依頼することなども有効な手段の一つです。また自社の衛生管理態勢だけでなく、調理や食品製造を外部委託している場合においては、委託先に対して同様の態勢を

構築するよう要請し、定期的に監査することも重要です。

※1 厚生労働省「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000137089.pdf>

※2 コーデックス：

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関

**米国のニキビ治療薬に関わる PL 訴訟で\$18M の原審判決が差し戻される
～米国 PL 訴訟における事業者の継続的製品安全取組の取扱～**

2016年7月22日、米国ニュージャージー州控訴裁判所は、ニキビ治療薬の炎症性腸炎(Inflammatory bowel disease :IBD)に関し、主として警告欠陥に基づき被告製薬会社に対して製造物責任を求めた訴訟で、ニュージャージー証拠規則第407条に関わる原審判断に誤りがあったとして、原告4名のうち2名に対してUS\$18M(約18億円)の損害賠償が認められた陪審評決を破棄し、再審を命じました。

(Rossitto v. Hoffman-LaRoche, Inc., 2016 BL 235483, N.J. Super. Ct. App. Div., No.A-1236-13T1, unpublished 7/22/16)

今回は、本件を題材にして米国 PL 訴訟において事業者の継続的な製品安全取組がどのように扱われているかについて解説します。

1. 事実と原審判決

原告4名は、被告が製造販売するニキビ治療薬を1992年から1998年にかけて服用したことによりIBDを罹患し、結腸の摘出、回腸瘻形成を行わざるを得なくなったとして、被告に対し損害賠償請求を行いました。

被告は1984年から当該ニキビ治療薬の警告表示を「IBDに対して一時的(”temporally”)に影響を与える」としていましたが、原告らが服用をやめた後の2000年に警告を改訂し、「一時的に」の表現を削除した上でIBDの症状が永続する恐れがあることも追加し、IBDに関する警告を強化していました。

原審で被告は、専門鑑定人4名による「改訂前の警告表示で十分であり欠陥があったとは言えない」との証言を証拠として採用するよう求め、改訂後の警告表示が証拠採用されることに反対しました。

一方、原告は改訂前の警告表示で十分であるという被告専門鑑定人を不適格であると主張し、その証拠として実際に改訂された2000年の警告表示を採用するよう主張しました。

原審評決では、原告の主張を認め、被告専門鑑定証人4名の証言を証拠から除外しました。これにより、最終的に、陪審は改訂前の警告表示に欠陥があったことを認め、4名の原告のうち2名に対して補償的損害としてそれぞれ\$9M(約9億円)を認める評決を下し、残りの原告2名については、警告内容はその主治医の処方判断に影響を与えなかったとして請求を認めませんでした。

本件再審は、原審の後、原審で改訂後の警告表示を証拠として採用した点と被告側の専門鑑定人証言を不採用とした点について証拠規則上の誤りがあるとして、被告が控訴したのが本件です。

2. 控訴審の判断

今回下された控訴審判断の論点は以下の通りです。

①警告表示改訂の取扱いについて

控訴審は、原審が改訂後の警告を証拠として採用した判断は、ニュージャージー証拠規則407

条に違反し、誤りであるとなりました。

②被告側証人の不採用について

加えて控訴審は、上記の誤った証拠導入により原審が4名の被告専門鑑定証人の証言を認めなかったことも誤りであるとなりました。

3. 本件の背景

米国では、事業者が製品の安全性に関する継続的な改善を促し、努力に水を差さないように、証拠規則上、事後改善（Subsequent remedial measure、本件でいえば、警告表示をより適切な内容に改訂したこと）について、過失や欠陥等の立証目的の為に証拠にはしないことを原則としています。

（例：本ニュージャージー証拠規則第407条や連邦証拠規則第407条）

これに対し、本件においては、原告が改訂後の警告文の証拠採用を申請し、原審が規則に反してこれを認めてしまったことから、控訴審において再審が必要と判断されたものです。

4. 企業に求められる対応

米国は一般にPLリスクが極めて高く、事業者に対して峻烈な市場であるという認識がありますが、同時に企業の製品改善動機や努力を継続させるため、本件で適用された規則のような制度的枠組みがあることを理解し、事業者としては警告表示も含めた製品の安全性に関する改善努力を怠らないことが重要となります。

逆に、改善対応が製品欠陥を示唆することになってしまわないかと、将来のPL訴訟を恐れるあまり、改善対応を怠ったことが裁判上で明らかになれば、そのような企業は敗訴リスクのみならず、改善すべきことを知りながら改善を怠ったとして、懲罰的損害賠償の対象となる可能性もあり得ることを認識する必要があります。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

インターリスク総研の食品リスク対策関連サービス

【食品リスク対策関連サービスのご案内】

- ・消費者にとって、「食の安全」は最大の関心事である一方、食品業界では、食中毒や製品回収などの事故が多発、悪意に基づく人為的な食品汚染（食品テロ）なども発生しています。
- ・このような中、食品関連企業にとって、一般的衛生管理や品質管理態勢の強化にとどまらず、HACCPの導入や意図的な異物混入等に対する対策を実施し、安全性を一層向上させることが喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、様々な悩みを抱えている食品関連企業の皆様に対して、食中毒や異物混入対策、食品防御（フードディフェンス）対策等、ご要望に応じた豊富なコンサルティング実績があります。
- ・このような実績を踏まえ、食品リスク対策のためのコンサルティングやセミナー等のサービスメニュー「食品 RM MASTER」をご用意しております。
- ・食品リスク関連の課題解決に向けて、ぜひ、「食品 RM MASTER」をご活用ください。

食品RM MASTER 代表的なメニュー例

- I. 食品コンプライアンス**
コンプライアンス態勢の確立
- II. 食品衛生・品質管理**
食品衛生管理態勢の改善
異物混入対策の強化
品質管理態勢全般の改善
取引先監査の実施
- III. 食品安全マネジメント**
HACCPシステムの構築・認証取得・維持改善
ISO22000・FSSC22000の認証取得・維持改善
- IV. 食品リスクコミュニケーション**
食品誤表示対策
食品事故対応マニュアルの策定
- V. 食品防御**
フードディフェンス対策

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「食品 RM MASTER」をはじめ、弊社の食品リスク対策関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2016